

『学校いじめ防止基本方針』

那覇市立仲井真小学校

1. 本校の基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子ども達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない学校風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、学校教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

2. いじめとは

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。(平成 19 年 2 月 文部科学省)

いじめ対応について基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

3. 学校の現状

学年・学級でいじめアンケートや教育相談を通して発覚したり、児童からの聞き取りや報告で発覚したりするいじめについて、その都度解決しているがいじめの状況がひどい場合には、保護者もお呼びして内容を確認していただき、共通理解のもと家庭での指導もお願いしている。このような取組を行い現時点では、いじめの発生は確認されるもその都度改善がなされている状況にある。

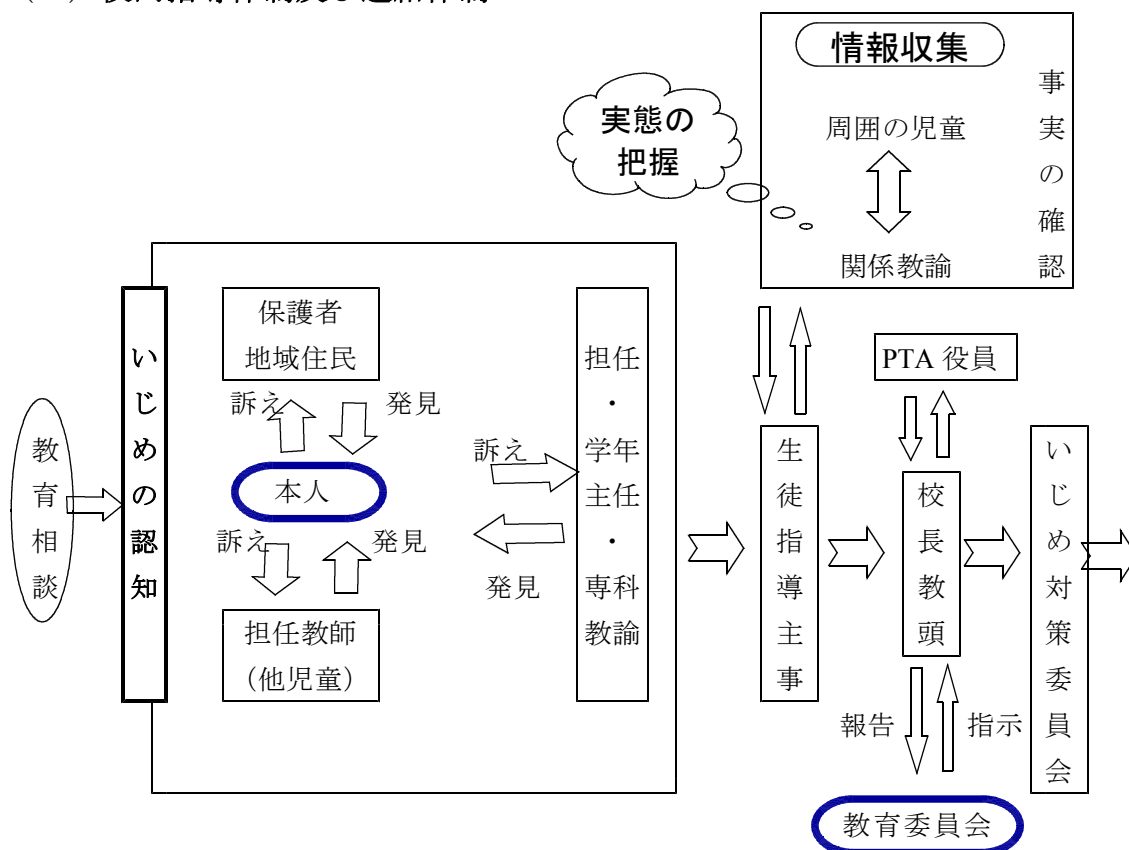
4. いじめの防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な校内の指導体制

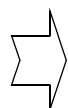
学 級 担 任	◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。
	◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。
	◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。
	◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。
	◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。

	◇ いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◇ 子供同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◇ 学年での調査等を企画し、定期的に児童生徒の状況把握に努める。 ◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
専科	◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換、積極的に支援・協力する。
生徒指導	◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◇ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇ 家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。) ◇ 学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。)
教育相談担当	◇ いじめを学級や学年・部活等だけの問題にしない。 ◇ 学年会、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇ 警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ◇ 訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
教頭	◇ 「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え教職員間の共通理解を図る。 ◇ 児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。 ◇ 全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

(2) 校内指導体制及び連絡体制



い	○校長
じ	○教頭
め	○生徒指導主事
対	○学年主任
策	○教育相談担当
委	○養護教諭
員	○当該学級担任
会	○関係教諭（専科・部活顧問など）
等	



関係者への対応	被害児童への対応
	・担任、養護教諭、スクールカウンセラー
	加害児童への対応
	・担任、生徒指導主事、関係職員
	傍観児童・観衆への対応
	・担任、生徒指導主事、関係職員
	保護者への対応
	・担任、学年主任、生徒指導主事等
	地域・マスコミへの対応
	・校長、教頭

(3) 未然防止

いじめを許さない学校づくり

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(4) 早期発見・早期対応

- 「**いじめは人間として絶対に許されない**」という強い認識に立ち、**毅然とした指導**を行う。
- いじめは「**どの子にも、どの学校でも起こり得る**」問題であることを十分認識し学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で**組織的に対応**し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、**役割連携を徹底**する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、**被害者の立場に立った親身の指導**を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、**連携して対処**する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって**早期解決**に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後も**継続的な指導支援**に努める。

(5) ネット上でのいじめへの対応

1 児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校児童生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

○迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(6) 指導計画

	いじめ対策年間計画（□：教諭、○児童、保護者）	ポイント
4月	☐ 学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ ☐ いじめ撲滅宣言（教師の決意を表明します）【始業式等】 ☐ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 【職員会議】 ☐ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と協力について 【保護者会】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぎます。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示します。
5月	☐ 教育相談の実施 ☐ 行事（臨海学校・高原学校等）をととした人間関係づくり ☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	・児童生徒の班編成の場面に留意が必要です。
6月	☐ 「生徒指導アンケート」（いじめも含む）の実施と分析 ☐ 「Q-U」やC&S質問紙等の活用 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
7月	☐ 前期学校評価の実施→ 児童生徒・保護者の意見を聞く 修正案を検討（後期へつなぐ）	・いじめ対策を点検します。

8 月	☐ 教育相談に係る研修講座への参加	・相談技術の向上を図ります。
9 月	☐ 夏休み明けの児童の変容に注視	・児童生徒の変化を確認します。
10 月	☐ 2学期始業時の「めあて」指導の取組 ☐ 行事(運動会)をととした人間関係づくり	・児童主体の活動を保障し、自覚を促す支援を心がけます。
11 月	☐ 「生徒指導アンケート」(いじめも含む)の実施と分析 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・11月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
12 月	☐ 人権週間(人権意識啓発活動) ☐ 学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く ☐ 行事(学習発表会をととした人間関係づくり	・人権感覚を高めます。 ・いじめ対策を点検します。
1 2 月	☐ 冬休み明けの教育相談の実施 ・ ☐ 学年末まとめ(学力の確かな定着)	・児童生徒の変化を確認します。
3 月	☐ 自殺対策強化月間 ☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 小中、学年間の情報連携のための連絡会引き継ぐための準備です。	・いじめに関する情報を確実に

(7) いじめ発生時の組織的対応マニュアル

(沖縄県いじめ対応マニュアル参照)

5 . 重大事態への対応

(1) 重大事態等とは

いじめ等が原因で以下の症状が見られた場合

- ☐ 自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- ☐ 心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害等。
- ☐ 安心感のない家庭環境…児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- ☐ 独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

(2) 重大事態の発生と対応

対応の原理・留意点

- ☐ 児童生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ☐ 児童生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- ☐ 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ☐ 言葉に出して心配していることを伝える。→「死にたいくらいに辛いことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- ☐ 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの？」
- ☐ 絶望的な気持ちを傾聴する。→そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- ☐ 安全を確保する。→当該児童生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- ☐ 一人で抱え込まない。→組織的に対応する
- ☐ スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- ☐ 急に児童生徒との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。

○チェックリスト（学級担任用）

- ☐ 遅刻、欠席が増える。
- ☐ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。
- ☐ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- ☐ 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- ☐ 筆圧が弱くなる。
- ☐ 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる。
- ☐ 物が壊れたり、事件が起きると、その子のせいにされる。
- ☐ 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされる。
- ☐ 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- ☐ 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- ☐ 正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり、その意見がなぜか支持されない。
- ☐ 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロする。
- ☐ その子を誉めると、クラスの子供たちがあざけたり、シラケたりする
- ☐ あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。
- ☐ 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。
- ☐ 今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる。
- ☐ 「ばいきん」「〇〇菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。
- ☐ 急いで一人で帰宅する。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
- ☐ 教材費、写真代などの提出が遅れる。
- ☐ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

